

今回は、【相続登記と固定資産税】のお話です。

【名取市税よもやまばなし・第27回】

タックス君：住んでいる土地と家屋の固定資産について、父親名義と現所有者父親名義に分かれて納税通知書が来るのはなぜなんだろう？
現所有者分は、昨年亡くなった祖父から相続した土地なんだけど。

税子さん：相続登記されていない固定資産だから、現所有者で通知が送られるのよ。
同一所有者のお父さんへの相続登記が完了すれば、次年度から1つにまとまった納税通知書が送付されるはずよ。

タックス君：そうなんだ！でも、相続登記の手続き費用はかかるし、固定資産税もちゃんと納めているから、登記はしないとお父さんは言っているけど…

税子さん：令和6年4月1日から「相続登記の義務化」が開始されたのは知ってる？
義務化によって、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をしないとイケないの。令和6年4月1日以前に相続したものについては、令和9年3月31日まで相続登記しないと、正当な理由がない限り10万円以下の過料の対象となるらしいわ。

タックス君：知らなかった！お父さんにも相続登記をするよう伝えないとね。
教えてくれてありがとう。

固定資産税についてよくある質問

<https://www.city.natori.miyagi.jp/page/1522.html>

問 名取市総務部税務課固定資産税係
電話 022-724-7112